

法律部門

・「国際経済法秩序」に関する研究プロジェクト

戦後、資本主義に基づく自由貿易は、WTO 体制を中心に展開してきた。それは必ずしも安定的なものではなく、米国の覇権が体制を維持する大きな要因として存在していた。しかし、米国が力を弱めつつ保護主義化する傾向の中で、自由貿易の枠組みは、GATT を中心として多国間で維持できるかどうか問われる時代にさしかかっている。ウルグアイ・ラウンド交渉を経て、WTO 体制が果たして覇権を前提とせずに世界経済の構造変化に対応した経済秩序の枠組みとして機能するのであるか。

この点を踏まえてここでは、国際貿易における知的財産権やサービス貿易などの新分野、貿易と競争、貿易と環境、労働と貿易等の将来のテーマ、そして WTO の成立とともに大きな変化の見られる紛争解決メカニズムについて研究をすすめることとする。

・「独占禁止法」に関する研究プロジェクト

現在、さまざまな分野でグローバル化の動きが活発化してきている。国際貿易においても、アングロ・サクソンのともいえる欧米のルールと、アジアの論理ともいわれる極東のルールが衝突しながらも各国は調和を図る方向で政策を考えていかなければならない状況に陥っている。そこで、まず各国が目指すべきは、競争政策に関するルールに関するルールの調和である。各国の経済状況、社会風土、ひいては法に対する意識にいたるまで多種多様な中で、手続規定まで含めたルールの調和は困難を極めている。この点を踏まえて、ここでは日米欧の独占禁止法の比較を行う中で、調和の可能性を検討する。

また、経済のグローバル化とともに近年情報化の発達が著しいが、これらが競争政策に対し新たな問題を提起している。いわゆる「ネットワーク効果」の問題である。最近、話題になっているマイクロソフトの独占を含め、かかる効果が競争法においていかなる意味合いを有しうるのが、とりわけ、規範として独占禁止法においていかなる位置付けを持つのかという点についての検討も併せて行う。

・「消費者行政および消費者問題」に関する研究プロジェクト

従来日本の政策は、一方の経済主体である事業者の意向を中心に展開してきた。しかし、現在の規制緩和の流れの中で、他方の主体である消費者の意向が重要なファクターとなってきている。自己責任原則に基づく消費者行政への転換が迫られてきている中で、新たな動きとして、取引の適正化に関する法律の制定への議論が活発化してきている。

この点を踏まえて、ここでは従来消費者行政に関わる施策の見直しについて検討し、消費者の権利を確立する立法の動きに関する問題について検討を加える。

・「現代社会における社会保障制度」に関する研究プロジェクト

本来、社会法と呼ばれる領域中、労働法と社会保障法は、相互補完的に労働者の生活を表裏から支えあう法領域である。現代の社会保障法は、単なる憲法25条の生存権の具体化というにとどまらず、場合によっては国家財政の見地からも考究を試みなければならない。昨年未より、5名の共同研究者により分担で、現代社会における医療保障及び介護保険、社会福祉、年金保険、雇用保障、社会保障における財政論、等を、現代的問題を取り上げつつ、研究する。

2001年6月を目処として、共著『社会保障法』（仮題）を出版する予定である。

・「近年の労働判例の動向」に関する研究プロジェクト

上述の社会保障法研究の進行具合によるが、同プロジェクト担当の5名にその他2名を加え、毎月近年の労働判例を一件ずつ取り上げ判例研究会を開催する予定である。